

公務公共サービス労働組合協議会との会見概要

日時：平成 25 年 6 月 27 日（木）16：00～16:30

場所：内閣府本府庁舎 227 会議室

出席者：（事務局） 川淵幹児 審議官 以下 計 3 名

（公務労協）吉澤伸夫 事務局長 以下 計 18 名

議題：「今後の公務員制度改革について（案）」

概要：事務局から国家公務員制度改革推進本部において決定予定の「今後の公務員制度改革について（案）」の説明をした後、公務労協から質問及び意見を受けた。双方の主な発言は、以下のとおり。

<公務労協>

- 明日、国家公務員制度改革推進本部決定を行うことは唐突である。
- 本案の内容は、基本法に基づいた H21 年法案（国家公務員法等の一部を改正する法律案。以下同じ。）を基本としているという理解でよいか。
- 国家公務員制度改革基本法が大事であることは共通認識であるとする。また、H21 年法案については当時相当の議論を行い、相当の積み上げがあった。その点を大事にすべきである。
- 今後の運びについて伺いたい。7 月 10 日に本部の設置期限が切れると内閣官房に移ると考えているが、新組織となった際にも前広に丁寧な議論をしていただきたい。
- 「給与カーブの見直し」とあるが、主語は何なのか。取り組むのは、事務局なのか総務省なのか人事院なのか、我々が誰とどのように向きあうのかという点について、遺漏ないよう配慮を重ねて申し上げたい。
- 公務員制度改革は長い間の課題であり、決着をつけるという前提でお互いに議論を積み上げてよいものを作るということを期待したい。

<事務局>

- 基本法については、国家公務員制度改革推進本部の設置期限到来後も進めていかなければならない。7 月 10 日に本部の設置期限を迎える中で何も決めないということはあるという認識は双方同じと考える。現時点での最低限の調整案となっており、受け止めていただきたい。今後も十分話し合っていきたい。
- H21 年法案を基本としている。他方、当時から 4 年が経過しており、その間に様々な経緯や要素があったところ。H21 年法案が基本であるが、フィージブルな制度設計という観点から議論して、早急かつ丁寧に検討を進めていく。
- 当時（H21 年法案提出時）、議論していると考えており、できる限り手順を踏んでいきたい。
- 形の上では、国家公務員制度改革推進本部の法律の設置期限が到来し、新たな組織となるが、これまでもあまり形式やレベルにこだわらず一定の議論の場を設けてきたところである。引き続き議論したい。
- 本案に記載されていること全ての主語が事務局というわけではない。政府全体としてというところもある。議論をする相手については事項に応じて担当する組織ということとなる。

以上